

L P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、L P ガス料金上昇の影響を受ける県内一般消費者の負担軽減を図るため、L P ガス販売事業者に対し使用料金の値引きに要する経費を補助するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県危機管理部関係補助金交付要綱（平成18年長崎県告示第290号。以下「交付要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「一般消費者」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等及び、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者からL P ガスを燃料として供給を受ける一般消費者等をいう。いずれも県内に住所を有する者であって、工業用の利用者並びに官公庁を含まない。

2 この要綱において「L P ガス販売事業者」（以下「事業者」という。）とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者又はガス事業法第3条の登録を受けた者であって、一般消費者等にL P ガスを販売する者をいう。

(交付の対象及び補助対象額)

第3条 補助金の交付の対象、補助対象額は次表のとおりとする。

交付の対象	補助事業 補助対象額	補助率
L P ガス料金の値引きを行う事業者	(L P ガス料金の値引き原資) 1 消費者あたり上限2,000円（消費税等含まない）により、一般消費者等のL P ガス料金の値引額を補助 ※ L P ガス販売事業者は12月分（1月検針）から5月分（6月検針）料金より上限2,000円（消費税等含まない）の値引きを行う。なお、12月分から5月分のうち、どの月に値引きを行うかは販売事業者が決定する。複数月に分割しての値引きも可とする。 (実施のための経費) 値引きの実施に伴う事務的経費支援として、30,000円に加え、値引き1消費者あたり150円（消費税等含まない）を補助	10/10 以内

(交付の申請)

第4条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

3 交付申請書の提出期間は、令和6年2月1日から令和6年7月31日までとする。

（交付決定の通知）

第5条 知事は、第4条の規定による申請書の提出を受け、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式2による補助金交付決定通知書及び額の確定通知書により事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

3 知事は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、申請内容の審査にあたり事業者のほか事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して現地調査等を行うことができるものとし、事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（交付申請の取り下げ）

第6条 事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から2週間以内に知事に書面をもって届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の経理等）

第7条 事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

（債権譲渡の禁止）

第8条 事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（補助金の支払）

第9条 補助金は第5条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。事業者は、補助事業完了後、様式3による請求書を提出しなければならない。

(交付手続きの特例)

第10条 規則第21条の規定により、規則第7条の交付の決定の通知及び規則第14条の額の確定通知は併合し、規則第13条の実績報告は省略するものとする。

(是正のための措置)

第11条 知事は、補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、事業者に対し、補助事業に関し報告を求め又は事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業者が、規則、交付要綱及び本要綱又は本要綱に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 事業者が、虚偽の申請を行った場合
- (5) 事業者が、様式1「4. 誓約事項、同意事項に関する確認」事項に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金返還)

第13条 補助事業終了後、知事は、補助事業に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、事業者はこれに必ず従うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第14条 事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。

2 事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(誓約事項及び同意事項)

第15条 事業者は、別記1～3について補助金の交付申請前に確認しなければならず、第4条の交付申請書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

(その他)

第16条 知事は、本要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

2 知事は、事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月10日から施行し、同日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令和6年1月4日一部改正)

- 1 この要綱は、令和6年1月4日から施行し、同日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。
- 3 改正後のこの要綱の規定については、令和6年2月1日以後に申請のあった補助金の交付について適用し、令和6年1月31日以前に交付決定された補助金の交付については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別 記 1

不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、補助金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当事業所は、知事の求めに応じ、適切な L P ガス料金値引きの実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な補助金申請に該当する可能性があると知事が判断する場合は、その調査が完了するまで当該補助金申請金額の戻入又は支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当事業所は、上記に該当する他、不正な補助金申請及び受給が発生しないよう、知事の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等は行いません。

※1：不正請求

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとすること。

※2：不適切な行為

- ①補助金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること。
- ②価格について、補助金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること。

別 記 2

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当事業所は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
- イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
- ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

別 記 3

L P ガス販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、補助金の交付申請にあたり、下記の事項を確認し同意します。

記

知事は、本補助事業の実施に必要な範囲で、L P ガス販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、知事は、L P ガス販売事業者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、本事業の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、知事は、L P ガス販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

様式1（第4条関係）

令和 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所

氏 名

[法人にあっては名称及び代表者の氏名]

L P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金交付申請書

L P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、L P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金実施要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請金額：_____円

内訳 値引き原資：_____円

※値引額から消費税額を除いた額（値引額÷1.1の額）を記載

手数料：_____円 (30,000円+150円×消費者数)

2. 値引き実績数：_____件
(工業用、官公庁は含みません。)

3. 関係書類： 値引き一覧表

4. 誓約事項、同意事項に関する確認（同意する場合、枠内にチェックを入れること）

・要綱第15条別記1～3の内容を確認しました。同意します。

5. 発行責任者及び担当者

発行責任者 _____ (連絡先) _____

発行担当者 _____ (連絡先) _____

値引き一覧表

事業者名 :

	管理番号又は 消費者名	市町名	月使用分 (月検針分)			月使用分 (月検針分)			月使用分 (月検針分)		
			値引前 (税込)	値引後 (税込)	値引額 (税込)	値引前 (税込)	値引後 (税込)	値引額 (税込)	値引前 (税込)	値引後 (税込)	値引額 (税込)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47											
48											
49											
50											

※本様式でなく、本内容が網羅された一覧でも代替可（税抜でも可）

様式2（第5条関係）

長崎県指令 消保第 号

L P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金
交付決定通知書及び交付額確定通知書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあったL P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので同規則第7条の規定により通知する。

なお、交付額の確定も行ったので同規則第14条の規定によりあわせて通知する。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 交付確定額 | 円 |
| 3. 交付決定の内容 | 令和 年 月 日付けL P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。 |
| 4. 交付の条件 | この補助金は、長崎県補助金等交付規則、危機管理部関係補助金交付要綱及び、L P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金実施要綱の適用を受けるものである。 |

様式3（第9条関係）

L P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金交付請求書

金_____円

令和 年 月 日付け長崎県指令 消保第 号で額の確定通知があった
L P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、
長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定により請求します。

令和 年 月 日

長崎県知事 様

請求者 住 所

氏 名

[法人にあっては名称及び代表者の氏名]

1. 振込先（預金種別は該当するものを○で囲む。）

金融機関名		本支店 等名	
預金種別	普通預金	当座預金	
口座番号			
口座名義			
カナ口座			

2. 添付書類 振込先の通帳の写し（表紙と表紙の裏面）

3. 発行責任者及び担当者

発行責任者 _____ (連絡先) _____

発行担当者 _____ (連絡先) _____